

# 大正区小林地域 地区防災計画

小林地域／防災活動体制図

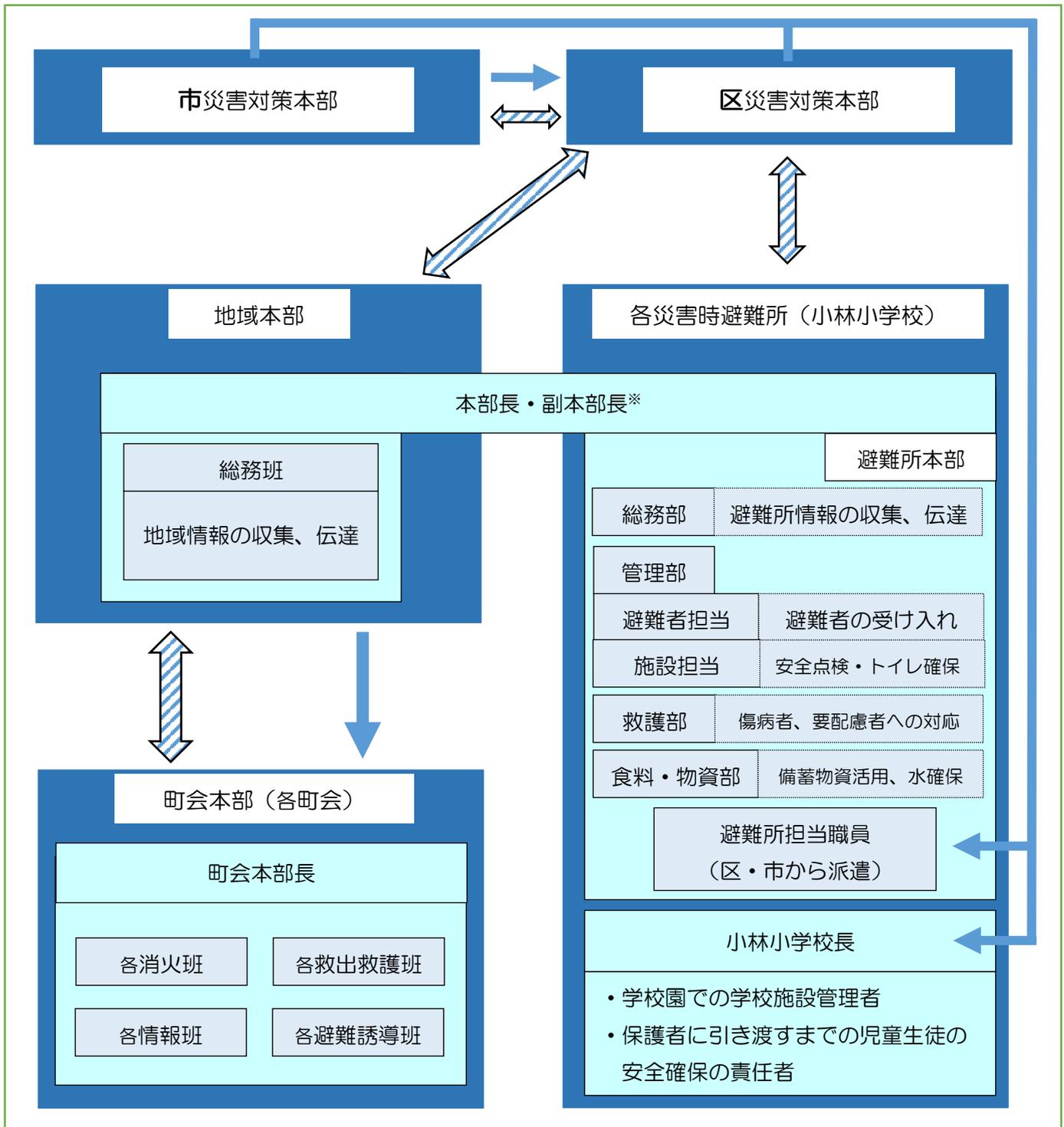
凡例



…情報伝達



…指示



【※小林小学校では、地域本部の本部長、副本部長、総務班は、それぞれ避難所本部の本部長、副本部長、総務部を兼務する。】

小林町会連合会  
小林地域まちづくり実行委員会

## 目次

1. 地区防災計画とは	P2
2. 小林地域防災計画の作成について	P2
3. 基本的な考え方	P3
4. 地域の特性	P4 ~P6
5. 防災活動の体制	P7 ~P11
6. 災害時要援護者の支援	P12
7(1). 災害時の活動（直下型地震発生時の対応）	P13~P19
7(2). 災害時の活動（津波を伴う地震発生時の対応）	P20~P27
7(3). 災害時の活動（風水害（高潮など）発生時の対応）	P28~P31
8. 平日夜間、休日での津波災害発生 ～災害時避難所開設までの流れ	P32
9. 災害時避難所レイアウト図（小林小学校）	P33

## 1.地区防災計画とは

我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。

東日本大震災の教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加され、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました。(平成 26 年 4 月 1 日施行)

同制度は市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する計画ですが、市町村地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市町村地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地域の防災力を向上させることを目的としています。(災害対策基本法第 42 条の 2)

## 2.小林地域防災計画の作成について

- (1) この計画は、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。  
災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするため、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考にし、この地区防災計画書を作成しました。
- (3) しかし、この地区防災計画書に記載している内容は完全ではありません。  
防災訓練を実施して繰り返し検証し、より地域に適した計画になるように見直していきましょう。

## 3.基本的な考え方

### (1)基本方針（目的）

この計画は、小林地域の住民で構成される自主防災組織による防災・減災活動に必要な事項を定め、「自助」と「共助」とが一体となって、地震などの災害による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的とします。

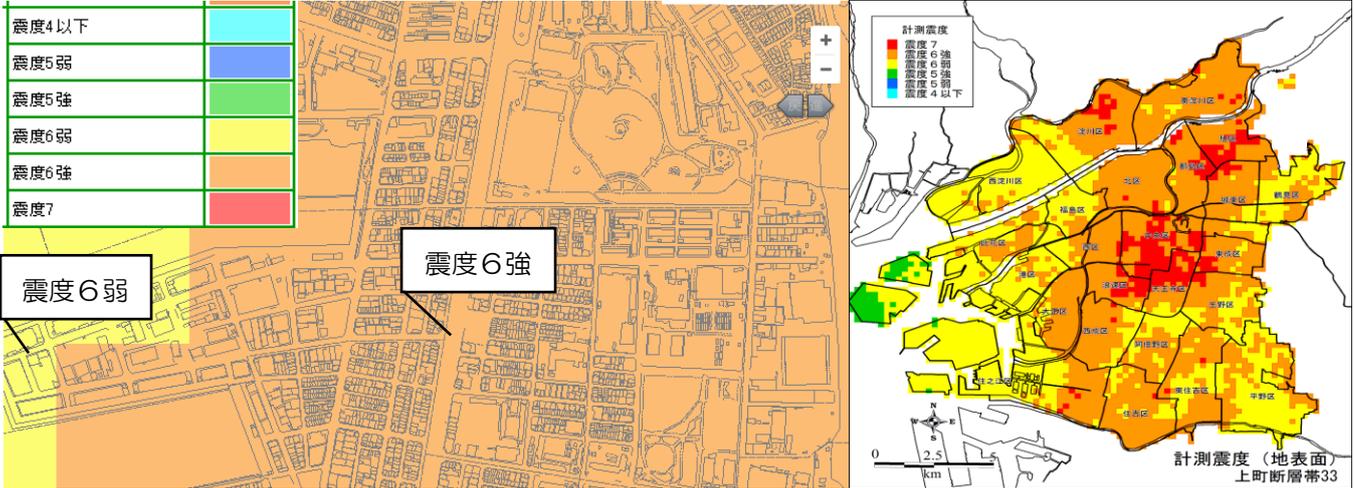
### (2)活動目標

「自助」と「共助」を基本とし、小林地域の自主防災活動を実践するため、自主防災組織の各担当及び地域住民により防災訓練を年1回以上実施します。

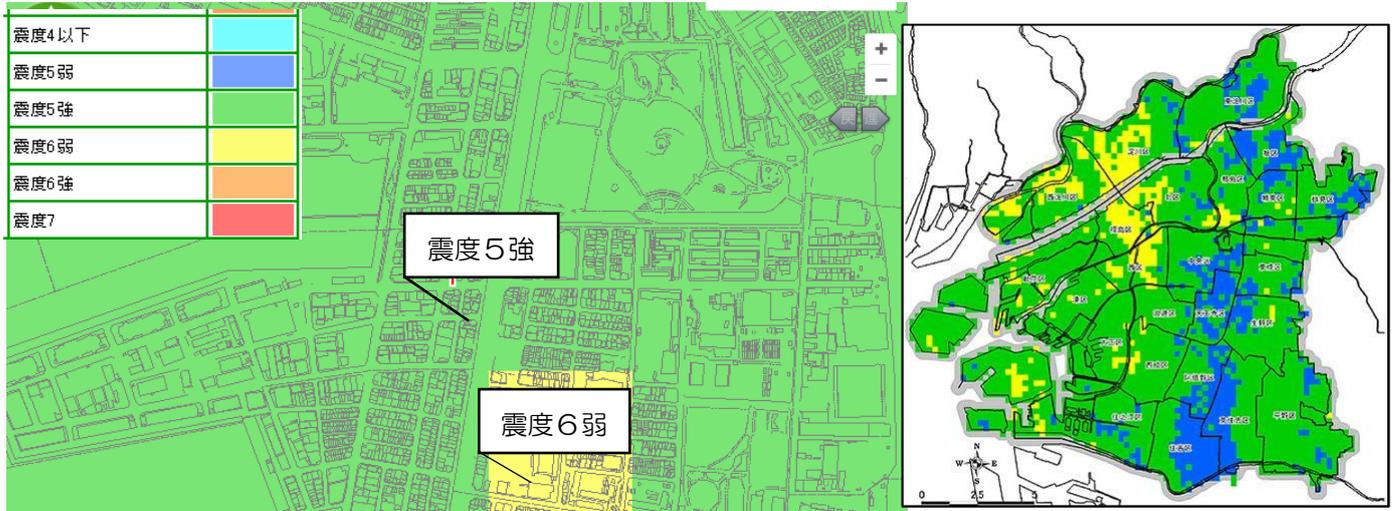
また、小林地域の住民が、自分たちで防災活動のあり方を考え、お互いに協力し、継続的に自主防災活動を実践していくことを目指します。

## 4. 地域の特徴（震度・津波浸水等の各予想分布図）

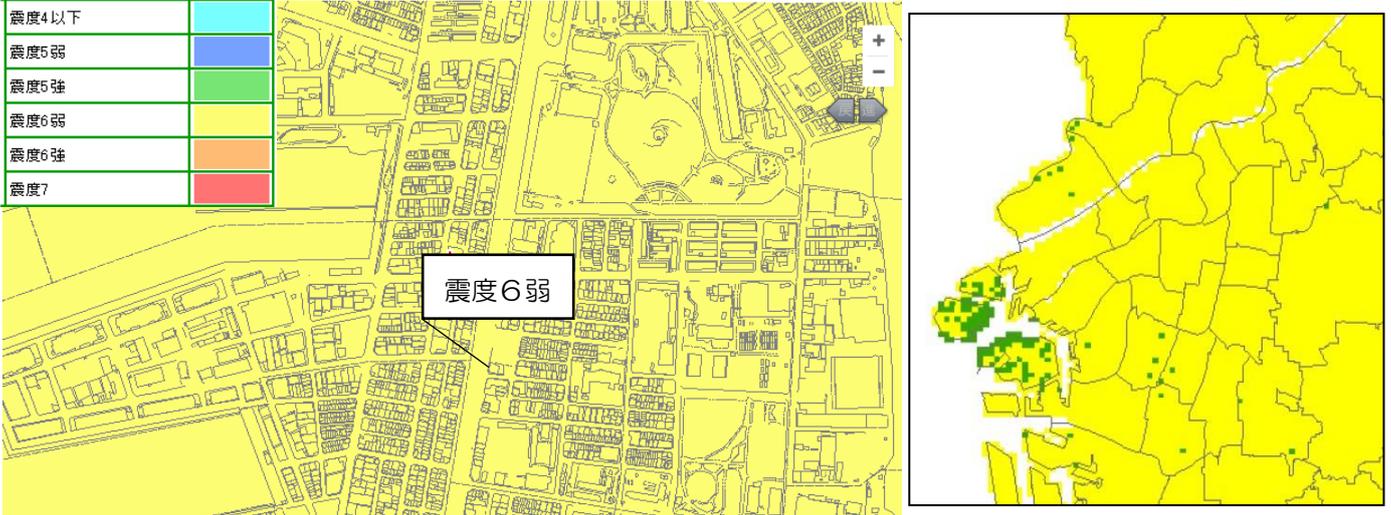
### （1）上町地震の震度想定（震度6弱～6強）



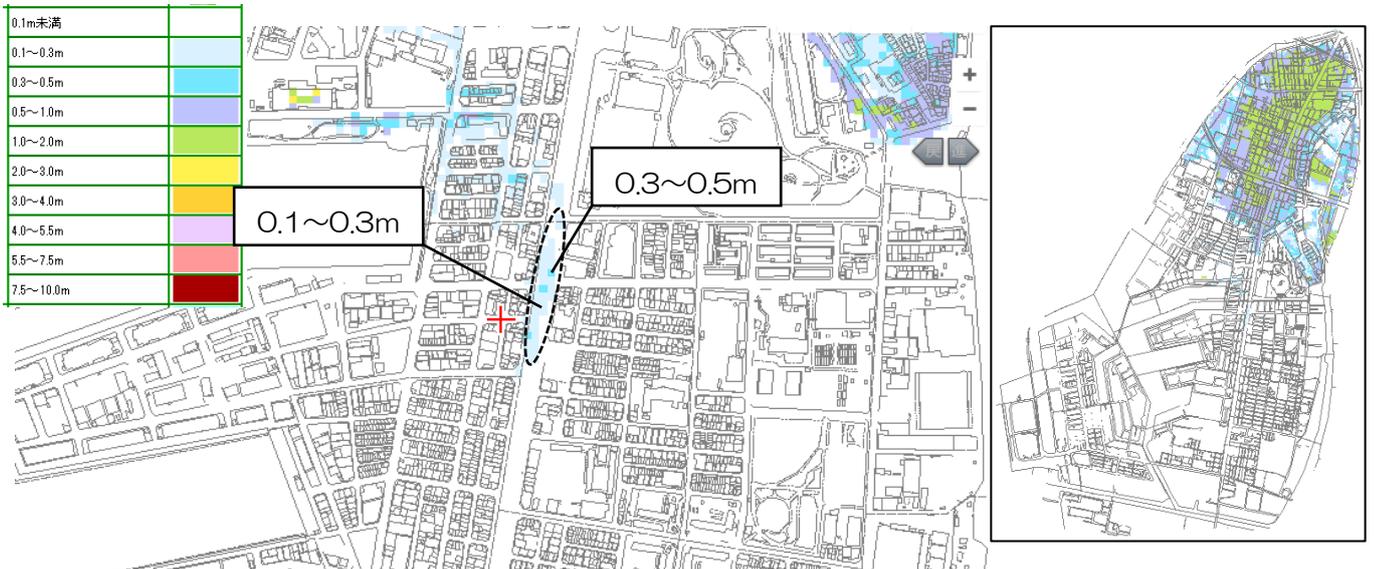
### （2）東南海・南海地震（発生間隔100～150年）の震度想定（震度5強～6弱）



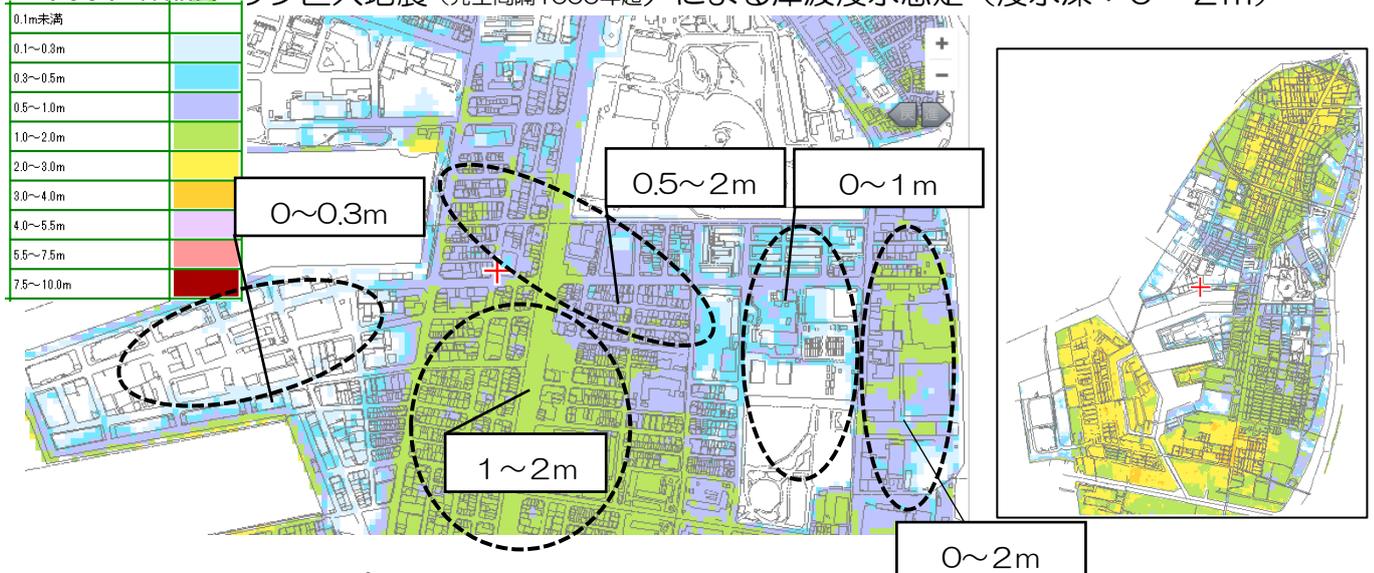
### （3）南海トラフ巨大地震（発生間隔1000年超）の震度想定（震度6弱）



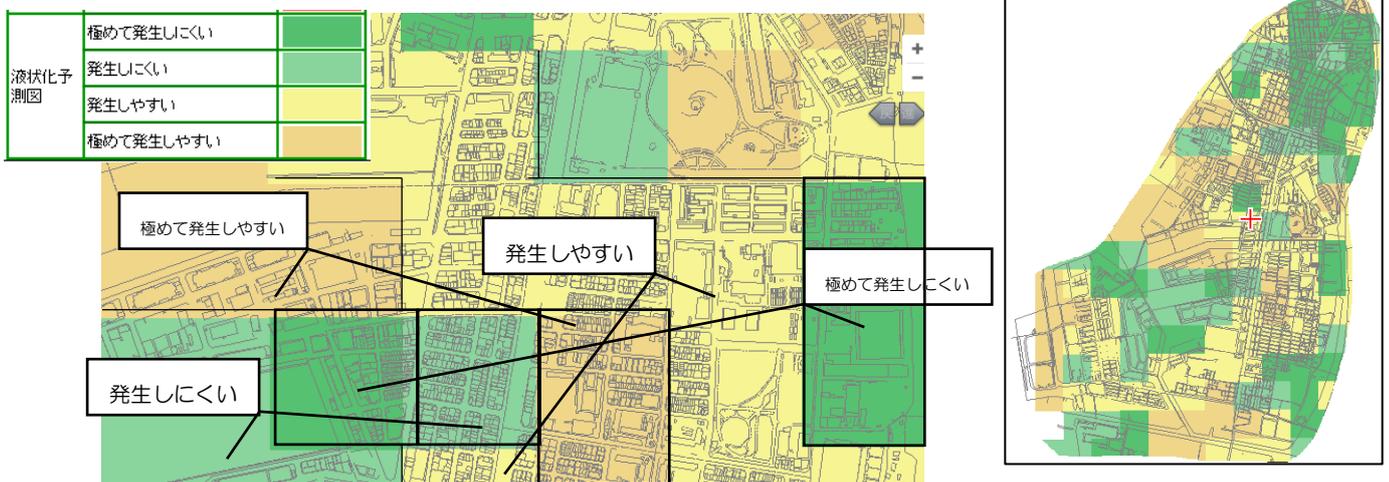
(4) 東南海・南海地震（発生間隔100~150年）による津波浸水想定（浸水0~0.5m）



(5) 南海トラフ巨大地震（発生間隔1000年超）による津波浸水想定（浸水深：0~2m）



(6) 海溝型地震タイプの液状化危険度（液状化予測あり）



## (7) 小林地域で想定される被害

### ①想定される地震被害(上町断層帯地震:最大震度6弱~6強)

区分	大正区		小林地域	災害時避難所 受入可能人数
全倒壊数	木造	4,141棟	236棟	小林小学校 1,258人 大正中央中学校1,049人 避難所受入可能人数 合計 2,307人
	非木造	643棟	65棟	
半壊棟数	木造	2,493棟	186棟	合計 2,307人
	非木造	1,064棟	129棟	
死者数(早朝)		192名	8名	※大正中央中学校は、 平尾地域との共同使用と なる。
死者数(昼夕)		151名	6名	
負傷者数		1,025名	121名	
避難者数		10,527名	824名	

### ②想定される地震被害(東南海・南海地震(発生間隔100~150年):最大震度5強~6弱)

区分	大正区		小林地域	災害時避難所 受入可能人数
全倒壊数	木造	259棟	19棟	小林小学校 1,258人 大正中央中学校1,049人 避難所受入可能人数 合計 2,307人
	非木造	21棟	2棟	
半壊棟数	木造	516棟	38棟	合計 2,307人
	非木造	91棟	12棟	
死者数(早朝)		1名	0名	※大正中央中学校は、 平尾地域との共同使用と なる。
死者数(昼夕)		1名	0名	
負傷者数		332名	29名	
避難者数		966名	85名	

## (8) ① 南海トラフ巨大地震(発生間隔1000年超)津波の発生予想

区	津波の水位	地震発生後の最短の津波到着時間
	〈満潮位からの津波高〉	
大正区	OP(大阪湾最低潮位)+5.9m	117分
	〈3.7m〉	

・津波の水位→海岸線から沖合30m地点における津波水位

・OP →大阪湾最低潮位の略称。大阪湾の満潮時の水位は、OP+2.2mになる。

### ② 南海トラフ巨大地震の被害想定(大正区)

全倒壊数	4,277棟	※ 早期避難率が低い(30%の人が切迫避難 又は避難しない場合の死者数想定は6,864 人)
死者数(冬18時)	107人(※)	
津波避難者数(昼間)	50,299人	
津波避難者数(夜間)	30,655人	

### (1)小林地域・地域本部の班編成

なお、役員がそろわない場合は、下表※の順で本部長を代理し、本部を立ち上げる。

### (2)小林地域・避難所本部（小林小学校）の編成

班名	役職	代理順	担当
	本部長		地域まちづくり実行委員会委員長
	副本部長	1	連合町会会長
		2	
総務班	班長 (MCA 無線を担当 する。)	3	地域防災リーダー副隊長

※ 小林小学校では、地域本部長、副本部長、総務班が、それぞれ避難所本部長、副本部長、総務部を兼任する。

部名	役職	代理順	担当
	本部長 (※)		地域まちづくり実行委員会委員長
	副本部長 (※)	1	連合町会会長
		2	
総務部	部長 (※)	3	地域防災リーダー副隊長
管理部（避難者）	部長	1	青少年指導員代表
		2	こども会代表
管理部（建物）	部長	1	青少年福祉委員代表
		2	PTA 会長
救護部	部長		連合女性部長
食糧・物資部	部長		女性会会長

### (3)小林地域・町会本部の班編成

町会名	町会本部長	各班（※）			
		情報班	消火班	救出救護班	避難誘導班
第1町会～ 第11町会	町会長	防災リーダー 情報班班員	防災リーダー 初期消火班班員	防災リーダー 避難誘導班班員	防災リーダー 避難誘導班班員

※防災リーダー不在の場合は、参集者から町会長が指名する。

### (4)防災活動の内容

	場所	班名（部名）	平常時の役割	災害時の役割
地域本部・避難所本部	小 林 小 学 校	地域本部総務班・ 避難所本部総務部	全体調整、 要配慮者の把握、支 援体制の構築	全体調整、 被害・避難状況の把握 情報収集、共有、伝達
		避難所本部管理部 （避難者）	避難者受入れルー ルの検討	避難者の受入、 避難所での傷病者対応
		避難所本部管理部 （建物）	避難所運営ルー ルの検討	避難所内安全点検、 災害トイレ準備
		避難所本部救護部	救護コーナー物品の 点検、応急手当の知 識及び技術の習得	負傷者等の救護活動、要 配慮者への対応
		避難所本部食糧・物資部	資機材・備蓄物資の 点検、個人備蓄の啓 発	炊き出し、給食給水、 救援物資の確保、配分
町会本部	各 町 会	消火班	器具点検、防災広報	初期消火活動
		救出救助班	知識、技術習得、 資機材整備、管理	負傷者等の救出救護 活動
		情報班	防災関連情報の 収集、共有	被災情報の収集、伝達
		避難誘導班	一時集合場所、 避難所等の確認	地区内居住者等の避難 誘導活動

(5)本部の設置場所、災害時施設等

<p>●地域本部の設置場所</p>	<p>小林小学校（1階理科室） （※津波の来襲が想定される場合は、上階に設置）</p>
<p>●津波避難ビル （津波から一時的又は緊急に避難・退避する施設） ※各津波避難ビルの避難可能人数は、1.6㎡/1人の広さで算出。</p> <p>【小林地域の津波避難想定人数】 （A）－（B）＝3,462人 【H27国勢調査での人口（A）】 5,212人 【建物内待機想定人数（B）】 1,750人</p>	<p>① 小林小学校（1,258人） ② 大正中央中学校（565人） （北館及び東館（482人）は、平尾地域で使用） ③ 大正区在宅サービスセンター（73人（※1）） ④ 大正大阪祭典（130人（※2）） ⑤ 大正スポーツセンター及び大正屋内プール（1,490人） ⑥ 市営小林住宅1号館（414人） ※1、2)営業時間中のみ利用可 （大正区在宅サービスセンター：平日9時から19時、土曜日9時から17時30分のみ使用可） （大正大阪祭典：開館時間（7時～19時）のみ使用可）</p> <p>津波避難ビル・避難可能人数 ①、②、⑤、⑥）・・・3,727人 // ①～⑥）・・・3,930人</p>
<p>●災害時避難所 【災害により住居を滅失した方の生活の場】</p>	<p>① 小林小学校 ② 大正中央中学校</p>
<p>●広域避難場所 【大規模火災からの避難場所】</p>	<p>千島公園</p>
<p>●防災行政無線保管場所 （MCA無線機）</p>	<p>地域まちづくり実行委員会委員長</p>
<p>●可搬式ポンプ設置場所</p>	<p>① 大正消防署 ② 小林小学校 ③ 小林公園 ④ 大正中央中学校 ④ 小林南公園</p>

## (6)災害時避難所の鍵の保管者

施設名	保管者
小林小学校	地域まちづくり実行委員会委員長・副委員長、 地域防災リーダー副隊長
大正中央中学校	地域まちづくり実行委員会委員長

## (7)小林地域内・災害時サポーター

災害時サポーターとは、災害発生時に事業所等（会社や店舗）の人的・物的資源を活用し、地域における被災者の支援や復興などを推進する災害ボランティア制度です。地域において多大な被害が発生し、早急な対応が必要となる場合に、自らの従業員や施設の安全を確保のうえ、自主的に可能な範囲でのご協力をお願いしています。

災害時サポーター名	所在地	協力内容
有限会社ジェイパック	大正区小林東 2-6-25	段ボールケースの提供、救援活動
株式会社藤井組	大正区小林東 1-2-44	災害時における避難場所の提供、 被災者の救助、救護 クレーン車による資機材の積み下ろし その他専門分野での役務提供
株式会社ダイトク	大正区小林東 1-2-40	救助、救護、技術や資機材の提供

(8)

**消防ポンプ収納庫、貯水槽、プール等の設置場所**

小林 連合



凡例：■可搬式ポンプ庫 ①～⑦貯水槽等

(9) 【各災害時避難所の主な備蓄物資の品目と在庫数量】

品目	在庫数	品目	在庫数
アルファ化米	100食（1箱50食）	毛布	300枚
お粥	100食（1箱50食）	防水シート	120枚
ビスケット	150（1箱150食）	日用品セット	120セット
毛布	300枚	簡易トイレ（本体）	4基
水缶詰	1,800本（500cc）	簡易トイレ（消耗品）	8セット

## 6.災害時要援護者の支援

### (1)災害時要援護者とは

大地震や風水害などの災害が発生した場合に、自分や家族の力だけでは安全な場所への避難ができなかったり、避難所での生活において、まわりの人の手助けや特別な配慮が必要な方たちのこと。高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など。

### (2)日ごろからの取組み

- ① 地域での日ごろからの見守り活動を基盤とし、災害時に「要援護者名簿」(※)の情報等を活用して、どのように安否確認や避難支援を行うか、事前に要援護者の方と話し合っておきます。
- ② 災害時に、迅速かつ確実に支援が行えるよう「個別支援プラン」を作成しておきます。(避難所での支援にも活用します。)
- ③ 日ごろから、地域での安否確認訓練や搬送訓練などを実施します。

※要援護者名簿は、大正区役所、大正消防署に保管されています。

## 7. 災害時の活動

### (1)直下型地震発生時の対応

#### ★個人の行動

#### ① 事前の準備（各自）

- 家族の間で、家族が一緒にない時間帯に地震が発生した場合の避難場所を、確認しておく。
- ラジオを備えておく。
- 携帯電話やスマートフォンのメール機能等による、家族、親戚又は知人等との連絡網\*を整備しておく。
- 新型コロナ禍で災害が起きた場合に備え、別紙を基に「在宅避難（自宅で避難）」・「分散避難（親戚・知人宅等への避難）」の検討や非常用持出品の用意をしておく。

#### ※連絡網の例

- ・ 家族、親戚又は知人等のメールアドレスのリストを予め作成しておき、災害時に一斉にメールを送信できるようにしておく。

コミュニケーションアプリで家族、親戚又は知人等とメッセージのやり取りをするためのグループを予め作成しておき、災害時に一斉にメッセージを発信できるようにしておく。

#### ② 地震発生直後の安全の確保（各自）

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、揺れがおさまってから、速やかに火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで災害情報を確認し、地域の一時避難場所への避難を開始する。
- 避難する場合は、ガスの元栓を閉めるとともに、電気のブレーカーを落とす。

★地域本部、避難所本部及び町会本部の活動

① 小中高校の鍵の開錠（鍵の保管者）

- 鍵の保管者（本計画書P10）は、区域において震度5弱以上の地震が、休日又は平日夜間に発生した場合には、速やかに小林小学校、大正中央中学校の鍵を開錠し、避難者が一時避難できるようにする。

② 地域本部・避難所本部の立ち上げ（地域本部役員）

- 地域本部役員は、区域において震度5弱以上の地震が、休日又は平日夜間に発生したら、区からの情報がなくても、小林小学校（1階理科室（津波時は3階））に本部を立ち上げる。可能な場合は、区災害対策本部に連絡する。  
（平日日中に、区域において震度5弱以上の地震が発生した場合には、区災害対策本部及び学校関係者と協議、確認の上、本部を立ち上げる。）
- 地域本部に本部長が不在の場合は、事前に定めた順番による本部長代理者により、地域本部総務班、避難所本部総務部、避難所本部管理部（避難者）、避難所本部管理部（建物）、避難所本部救護部、避難所本部食糧・物資部の6班（災害時避難所1か所の場合は5班）を編成し、本部を立ち上げる。

※小林小学校では、地域本部総務班が避難所本部総務部を兼ねる。  
避難所本部各部の編成は、本部長が参集者の中から選任して行う。

- 地域本部役員は、建物内外の安全点検を行うとともに、災害時トイレを配備する。
- 地域本部役員は、本部内に地域の地図、防災マップ、役員名簿、避難行動要支援者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 地域本部役員は、協力して地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

③ 情報収集及び伝達（地域本部・町会本部）

- 地域本部（総務班）は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、町会本部（情報班又は各町会長）と連絡をとり、町会本部の状況を確認する。

- 小林小学校災害対策本部が立ち上がっている場合、地域本部（総務班）は区災害対策本部の指示を受け、小林小学校より、下記の点について引継ぎを受け、避難所本部へ伝達する。
  - ・ 学校施設の被害状況（危険箇所を含む）…校舎配置図等へ被害状況を記載
  - ・ 避難者名簿<作成中のもの>
  - ・ その他避難所運営上における留意事項
- 町会本部（情報班又は町会長）は、各町会内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、地域本部（総務班）に連絡する。

#### ④ 安否確認（町会本部）

- 避難誘導班は、必要に応じ地域住民の安否確認を行う。
  - \* ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、迅速に区別できるようにすることが効果的です。

#### ⑤ 消火活動（町会本部）

- 消火班は、「可搬式ポンプ設置場所（P11参照）」にある可搬式ポンプのほか、あらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 消火班は、出火場所を確認する。
- 消火班は、消火活動人員の割り振りをする。
  - \* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

#### ⑥ 救出・救護活動（町会本部）

- 救出救護班は、二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
  - \* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出救護班は、救出活動人員の割り振りをする。
- 救出救護班は、被災者が負傷している場合、止血等の応急手当を実施し、119番通報する。

#### ⑦ 避難行動要支援者の避難支援（町会本部）

- 避難誘導班は、事前に用意している要支援者名簿及び要支援者避難支援計画に基づき、自宅の損傷により避難所等に避難する必要のある要支援者の避難支援を行う。
- 避難誘導班は、要支援者名簿及び要支援者避難支援計画がない場合には、民生・児童委員等と協力して要支援者の避難支援を行う。

⑧ 区役所等への連絡（地域本部）

- 総務班は、被害情報、活動情報等を区役所等に連絡する。
- 総務班は、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

⑨ 災害時避難所の立ち上げ（避難所本部）

- 管理部（避難者）は、自宅で生活できない避難者数に応じ、区役所職員や学校関係者と協力し、小林小学校、大正中央中学校の順に災害時避難所を立ち上げる。
  - 管理部（建物）は、別紙1：レイアウト図（案）を参考に、学校内に、居住区域、更衣室、物干し場、炊き出し・食事配給場所、物資保管場所、情報コーナー、特設公衆電話コーナー、療養スペース等を設置するとともに、断水の場合には災害時用トイレを配備します。
  - 救護部は、救護コーナー、福祉避難室を設置するとともに、各室内に受付コーナーと、備蓄倉庫にあるエアマット、毛布を配備します。
  - 食糧・物資部は、炊き出し、給食給水、救援物資の確保、配分を行う。  
（各コーナー設営には、備蓄倉庫にある「避難所開設キット」を利用する。）
  - 総務部は、避難者の受入れが落ち着いた後、避難者の協力を得て、災害時避難所の運営にあたる「避難所運営委員会」を立ち上げる。（※ 同委員会立ち上げ後の災害時避難所の運営は、同委員会による自主運営に委ねる。）
- ※避難所の立上げについては、上記のほか、「災害時避難所開設マニュアル」（P.5以降）をご覧ください。